

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年12月15日

案件名	国民健康保険税率の見直しについて						
所管	健康福祉 局	区	生活福祉 部	保険企画 課	担当者		内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険税率を改定することで、国民健康保険財政の収支改善を図るもの					
	効果測定指標	国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算			施策番号		
		R5	R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標		決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	"		

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。

## 事案概要

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定( )するとともに、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置について本市独自施策として対象年齢を拡大するもの  
また、国保基金の財政調整機能の維持のため、一般会計から国保基金への積立を検討するもの  
本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和6年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和6年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内調整</li> <li>予算査定</li> <li>国保運営協議会</li> <li>議案上程等</li> </ul>						
		事業実施					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(民生費)		100,000	100,000					
うち任意分		100,000	100,000					
特財								
国、県支出金		0	0					
地方債		0	0					
その他		0	0					
一般財源		100,000	100,000	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0					
捻出する財源 2		100,000	100,000					
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源概要	国民健康保険財政調整基金(子どもの均等割減額措置について)							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R5.12.4 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立の検討 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(12/8)

【国民健康保険税率の改定案について】

(総務法制課長) 2年に1回の改定を基本としつつ、3年間改定していない時期もあるなど、改定の要否について毎年大きな議論となっている。一般会計から基金への積立額は多くなるが、連続改定を見据えた中で、今回5%の改定を行うのが良いと考える。

(保険企画課長) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、不透明な状況があり改定を行うことが難しかった事情がある。

(総務法制課長) 均して毎年改定する方が議案としても説明がしやすいのではないかと。1回据え置いて10%上げるとなると議論が噴出する。

○(財政課長) 8%の改定と合わせて一般会計から基金への積み立てを行うことを担当課案とした理由は何か。

(保険企画課長) 納付金上がり、現行税率と標準保険料率に基づき算出した1人当たりの保険税の乖離が前回の改定時よりも広がっていることから高い率の改定が必要であり、子どもの均等割減額措置をしつつ、一般会計から基金への積み立ても講じることで、今までにない、高い率での改定を実施させていただくという考えである。また、大きく改定することで、今後の収支の改善にもつながる。

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

(保険企画課長) 財政部門としては、令和6年度の積み立てが不要となるよう、不足する5,000万円を税率に入れ込むところが最低ラインということか。

(財政課長) そのとおりである。令和6年度の積み立てが不要となるよう改定した場合、令和7年度はどの程度の改定が必要となるのか。

(保険企画課長) 5%超の改定を行う場合、2年連続での改定は想定していない。被保険者負担を考えると、過去の最大の上げ幅である5%が2年連続で改定する場合の上限であり、2年連続で改定するか、5%超の改定を行うかのいずれかであると考え。

○(経営監理課長) 毎年5%の改定を行っていく場合、どのような想定となるのか。

(保険企画課長) 医療費は年々上がっているが、5%の改定をすれば、財政状況が改善していくことが見込まれ、いずれは2%や3%の改定で済む可能性がある。

(政策課長) 毎年上げていくという方針を示し、今は改定幅が広いが、安定してくれば、上限2%になるといったことが示せると良い。

(保険企画課長) 連続で上げたことがない中では、毎年の改定を提示することは難しい。まずは、2年連続での改定を実施した実績を作るところがスタートとなると考える。

(政策課長) そうであるならば、ここで2年連続改定することに意味がある。

【子どもの均等割減額措置について】

○(財政課長) 推進プログラムの少子化対策の位置付けから外す理由は何か。いままで位置づけられていたものが激変緩和措置として捉えられることに違和感がある。

(保険企画課長) 国民健康保険税については、均等割負担により子育て世帯の負担が大きくなる制度設計であることから、そこに配慮した税率設定を行うという、国民健康保険税制度の枠組の中での一取組のためである。推進プログラムに継続して載せるべきだという議論があれば、それも検討すべきものであるが、一般会計から繰り入れる現行の制度に代わり、今後は国保財政調整基金を財源として実施する新しい制度を作るという考えである。

(政策課長) 前回は、地方創生臨時交付金の活用が見込まれたことから、推進プログラムに位置付ける整理とした経過があり、今回の制度設計が本来あるべきかたちと考える。

○(政策課長) 子どもの均等割減額措置を2年とする理由について、激変緩和期間を2年とするという説明もできるが、2連続改定を見据えていることから2年とすると筋が良いと考える。

【一般会計から国保基金への積立について】

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

○(総務法制課長) 基金繰入でも不足する5,000万円を埋める8%超の改定をした場合でも、基金は0円となる。税収入の見込が下回る可能性もあるか。

(保険企画課長) 令和5年度は見込より5億円下回っている。

(総務法制課長) 現実的には5億円以上の基金残高が必要となり、改定率も9%を超えてくることになるのか。

(保険企画課長) そうした状況から、基金への積み立てが必要なものと考えている。

(財政課長) 基金への積み立てができなかった場合、赤字繰入となるのか。

(保険企画課長) そのとおりである。

(財政課長) 2,500万円の交付金の活用もあるので、積立に関しては、別途議論させていただきたい。

(保険企画課長) 交付金については、調定額の5%以上の基金残高がある場合に、県から2,500万円が交付される。なお、3%以上5%未満で半分の1,250万円、1%以上から3%未満で500万円となる。積むタイミングとしては前年度末に基金残高があればよい。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

決定会議の  
主な議論

(12/13)

〔国民健康保険税率の改定案について〕

(財政部長) 財政推計について、子どもの均等割減額措置を実施することを前提として試算したのか。

(保険企画課長) そのとおりである。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 保険税率について、一気に上げると、やはり高いという印象を持たれるので、先行きが見えないのであれば、5%など、コンスタントに改定を行う方が良いと考える。

(保険企画課長) そうした意見があることは承知しているが、担当課としては、令和6年度にある程度の幅で改定を実施しなければ、収支の改善が図られず、負担の先送りになることを懸念している。

(総務局長) 国保加入者に負担増を求めるに当たっては、それぞれの世帯でどれくらいの負担増になるかの資料を示さなければ、議論はできないと思われる。

(保険企画課長) 資料を追加する。

(財政局長) 県から標準保険料率が示されているが、この保険料率で実施している自治体はあるのか。積み立てを検討する中では他自治体との比較も必要ではないか。

(保険企画課長) 標準保険料率については、一定程度自治体が目標にする指標であり、これに近づけていく努力は必要であるが、ここで一気にあげることは難しい。近年の納付金の上昇によって一定程度上げる必要がある自治体があるとは聞いているが、具体的な数字は持っていない。これまでに赤字繰入は解消してきており、標準保険料率に近づけてきた経過がある。

〔子どもの均等割減額措置について〕

○(総合政策・少子化対策担当部長) 子どもの均等割減額措置については、本市独自の取組であるか。

(保険企画課長) 7歳から18歳については独自の取組となる。

(総合政策・少子化対策担当部長) 子育て教育まちづくりを掲げている本市としては、実施すべきと考える。

○(財政局長) 子どもの均等割減額措置について、令和6、7年度の2か年行うとすると、税率改定を検討する2年後とタイミングが重なるので、同じ議論になるとと思われる。ならば、1年間として、来年度改めて検討するという考え方もあるのではないか。

(保険企画課長) 過去に2年措置したものを今回は1年とする説明は難しいと考える。また、5%を超える改定を行った場合には、2年連続の改定は行うべきでないという考えであるが、それは今年度の庁議で決定する事項でなく、あくまで来年度検討するものである。

〔国保財政調整基金について〕

(財政部長) 赤字繰入について、過去の実績について教えていただきたい。

(保険企画課長) 令和2年度の決算時に赤字繰入を解消したが、それまでは恒常的に行っていた。

(財政部長) 国保会計は、一般会計からの繰入を前提に成り立ってきた状況なのか。

(保険企画課長) そうした面がある。近年、財政健全化方針を策定し、段階的に赤字を解消してきている状況である。

(財政部長) 国保財政調整基金について、国保会計の赤字が常態化している中において、剰余金を積み立てて運用するという想定はあったのか。それとも一般会計から繰り入れることを前提とした基金なのか。

(保険企画課長) 前提とまではいわないが、剰余金を積み立てて運用を可能とするためには、大幅な税率改定が必要となり、被保険者のうち3分の2が、世帯主の所得が200万円以下という状況にあっては、費用負担を考えると現実的ではない。

(財政部長) 財政部門として、一般会計から繰り入れることは、国保加入者でない者を含む市民72万人の税金から繰り入れるということであり、政策的な意思決定がなければ基金に積むという判断はできない。そうした中では、過去の前提や、国保会計に直接でなく、国保財政調整基金に一旦積む理屈について整理した上で議論する必要があると考える。

(財政局長) 条例上、基金の取り崩しについては定義されているのか。

(保険企画課長) 条例上、「国保事業に要する費用に充てるため」となっており、具体的な定義はされていないが、担当課としては、改定幅を抑える、当該年度の税収不足の補填を目的として取り崩すものと考えている。

○(財政局長) 基金への積み立てについて、財政課といくらまでなら積むことができるか調整いただきたい。

継続審議とする。

# 国民健康保険税率の 見直しについて

令和5年12月15日  
健康福祉局生活福祉部  
保険企画課

# 1. 市町村国保の構造的な課題

## 【他の医療保険制度との比較】

出典：国民健康保険団体中央会資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,388	85
加入者数※1	2,619万人	4,030万人	2,868万人	858万人
加入者平均年齢※2	54.0歳	38.4歳	35.5歳	32.9歳
前期高齢者「65歳～74歳」の割合※2	44.4%	8.0%	3.4%	1.4%
加入者一人当たり医療費※2	37.3万円	18.0万円	15.6万円	15.9万円
加入者一人当たり平均所得※2	89万円	166万円	232万円	245万円
加入者一人当たり平均保険料※2 <事業主負担込>	8.9万円	11.7万円 <23.5万円>	13.1万円 <28.7万円>	14.3万円 <28.6万円>
<b>保険料負担率</b>	<b>10.0%</b>	7.1%	5.7%	5.8%

※1 令和3年3月末時点(共済組合は令和2年3月末時点)

※2 令和2年度平均値(共済組合は令和元年度平均)

## 【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	34.3
43万円超～200万円以下	32.4
200万円超～400万円以下	15.5
400万円超～600万円以下	3.7
600万円超～900万円以下	1.5
900万円超	1.4
未申告	11.2

約  
67  
%

※令和5年度当初賦課

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- **保険料負担率が高い**

国保では「配偶者」や「子」等の被扶養者に対しても保険税が賦課される

## 2. 令和6年度 国保事業費納付金(未確定)

▶ 仮係数に基づく令和6年度納付金(実質額)は、**201億5,800万円**

- ・ 昨年度と比べて 1人当たり **5,852円 増加**
- ・ 令和4年度と比べ 1人当たり **18,266円 増加(+13.1%)**

※ R4はH30(=直近の改定年度)と比べ、1人当たり**9,901円増加(+7.6%)**→**5.0%の改定を行ったもの**

年度（通知時期）		納付金額	被保険者数	1人当たり納付金
R4	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月11日)	201億9,100万円	144,421人	139,802円 (+5.5%)
R5	確定係数に基づく納付金 (令和5年1月11日)	212億7,300万円	139,754人	<b>152,216円 (+8.9%)</b> 過去最大の伸び
R6	仮係数に基づく納付金 (令和5年11月21日) → 令和6年1月上旬頃、確定係数 に基づく納付金の通知がある	201億5,800万円	127,527人	<b>158,068円 (+3.8%)</b>
	対前年度比	▲11億1,500万円	▲12,227人	+5,852円

### 3. 令和6年度 標準保険料率

※仮係数による算定

#### 現行税率と標準保険料率の乖離

区分	医療分	後期分	介護分
<b>所得割</b> (現行との差)	<b>6.91%</b> (+0.86pt)	<b>2.91%</b> (+0.61pt)	<b>2.53%</b> (+0.38pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
<b>均等割</b> (現行との差)	<b>29,131円</b> (+3,631円)	<b>11,968円</b> (+1,968円)	<b>12,883円</b> (+3,383円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
<b>平等割</b> (現行との差)	<b>18,416円</b> (+1,416円)	<b>7,566円</b> (+1,566円)	<b>6,246円</b> (+246円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円

1人当たり約16,100円  
(15.36%)の乖離

#### 1人当たり調定額の比較

区分	医療分	後期分	介護分	全体
<b>標準保険料率</b> (現行との差)	<b>77,669円</b> (+12.39%)	<b>32,039円</b> (+22.22%)	<b>33,476円</b> (+17.93%)	<b>121,085円</b> (+15.36%)
現行税率	69,106円	26,214円	28,385円	104,966円

○ 介護分は介護2号被保険者1人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

# 4. 令和6年度 歳入不足見込額の算定（現行税率の場合）

（単位：百万円）

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,446
現年度分	12,464
滞納繰越分	982
保険給付費等交付金	47,506
普通交付金分	46,430
特別交付金分	1,076
繰入金	5,100
法定繰入金	4,256
法定外繰入金	844
決算補填等目的	0
その他	844
基金繰入金	0
繰越金	160
諸収入等	425
<b>歳入合計</b>	<b>66,637</b>

歳出	予算見込額
総務費	827
保険給付費	46,815
国保事業費納付金	20,313
医療給付費分	13,548
後期高齢者支援金等分	4,959
介護納付金分	1,806
保健事業費	714
諸支出金等	170
予備費	10
<b>歳出合計</b>	<b>68,849</b>

約22億円  
の歳入不足

税率改定のみで賄う場合

平均14.6%※の  
税率改定が必要

① 令和6年度 賦課限度額の引き上げ  
(104→106万円)に伴う財政効果  
約2,000万円を含む

② 基金からの繰入れをしない場合

※改定に伴った繰入金増額による低減効果を見込む。

## 5. 予算編成に当たっての考え方

- R 5 税率の維持や、医療費の増加等を要因とした R 6 国保事業費納付金の増加により、約 22 億円の歳入不足が見込まれるため、税率改定が必要となる
- 子どもの均等割減額拡大措置は R 5 で終了するため、税率改定と合わせて大幅な負担増が見込まれる子育て世帯への負担軽減及び激変緩和措置の検討が必要となる
- R 5 税率を維持したことにより、大幅な国保基金の取り崩しを見込んでいる



- ① 収支改善のための大幅な税率改定
- ② 子育て世帯の大幅な負担増を緩和するための R 6 以降の子どもの均等割減額措置
- ③ R 7 以降も見越した国保基金の財政調整機能維持のための一般会計から国保基金への積立の検討

【参考：過去の税率改定】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
+4.2%	なし	なし	+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし

# 6. 子どもの均等割減額措置について

未就学児を対象に均等割を5割減額する制度を、本市独自に対象を18歳まで拡大する取組※として令和6年度以降も実施し、負担の重い子育て世帯に対する負担軽減を実現するもの  
 ※ 令和4・5年度に実施し、6年度以降の継続については検討を行うこととしているもの

【減額措置が無くなった場合の保険税額の上昇例】

仮に+10%の改定をした場合

世帯区分	所得	子ども減額ありの税額	子ども減額なしの税額(伸び率)	税額改定後(伸び率)
35歳夫婦+子1人	200万円	220,400円	234,600円(+6.4%)	258,000円(+17.1%)
35歳夫婦+子2人	400万円	427,500円	463,000円(+8.3%)	509,300円(+19.1%)

【(参考)令和5年度保険税率】

保険税(年税額)	医療分(全員)	後期分(全員)	介護分(40~64歳)
所得割	6.05%	2.3%	2.15%
均等割(1人当たり)	25,500円	10,000円	9,500円
平等割(1世帯当たり)	17,000円	6,000円	6,000円

減額措置が無くなった場合は、「減額なし」の税額(保険税上昇後の税額)から、更に上乗せする形で税率改定をすることとなる。

税率を上げなければならない場合においては、負担軽減及び激変緩和措置が必要ではないか。

- 【対象】 全世帯の7~18歳 (市内約7,900人)
- 【実施期間】 令和6・7年度 (令和8年度以降は別途検討)
- 【経費】 約1億円/年 → これまでは総合計画推進プログラムとして、一般会計繰入金で措置してきたが、今後は国保財政調整基金を財源として実施

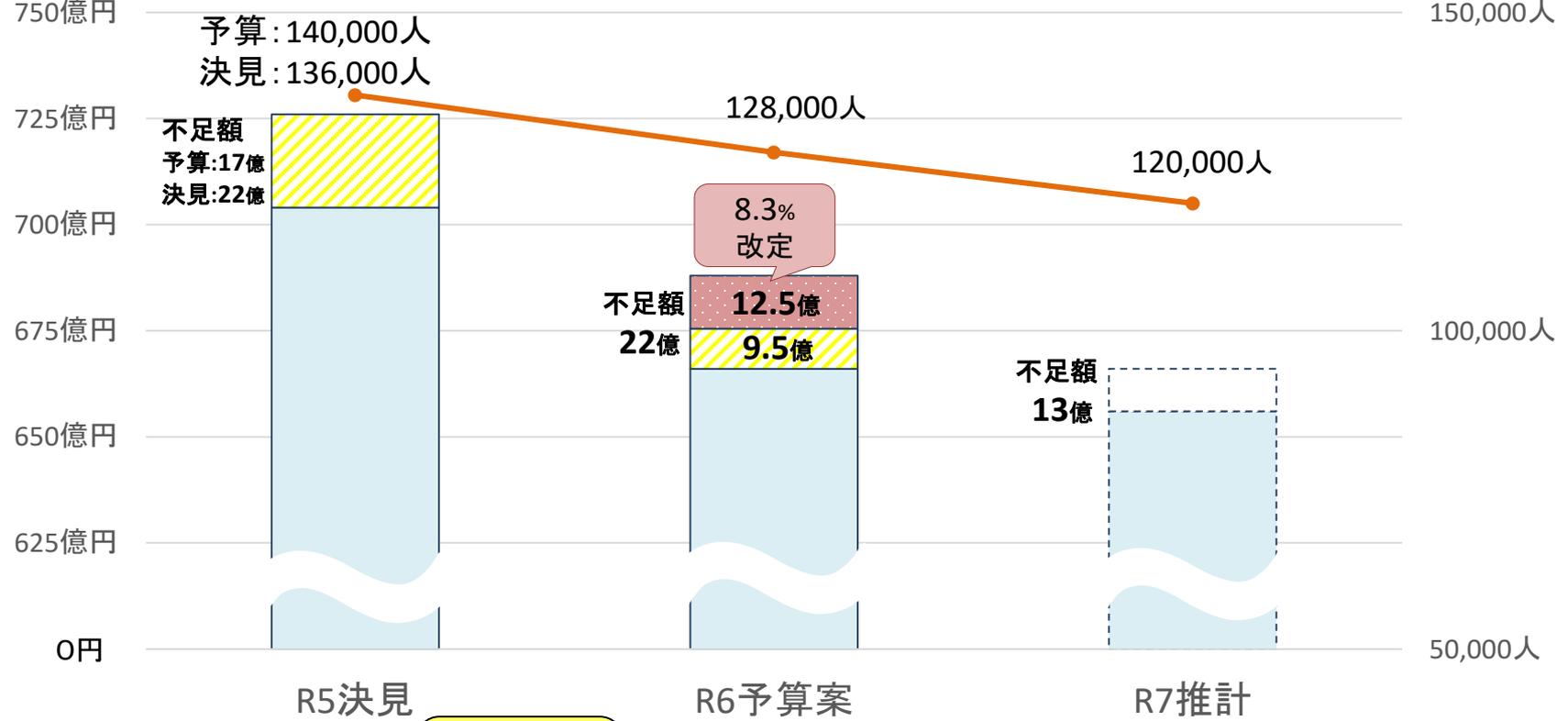
# 7. 財政推計

R6年度に基金を最大限活用する場合（基金への積立をする場合）【8.3%】

□ その他歳入   □ 基金繰入金   □ 税率改定分   ○ 被保険者数

【予算額】

【被保数】



【各年度末基金残高(見込)】

R5.12現在  
31.5億

9.5億円+8億円(②)

9億

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

2,500万円

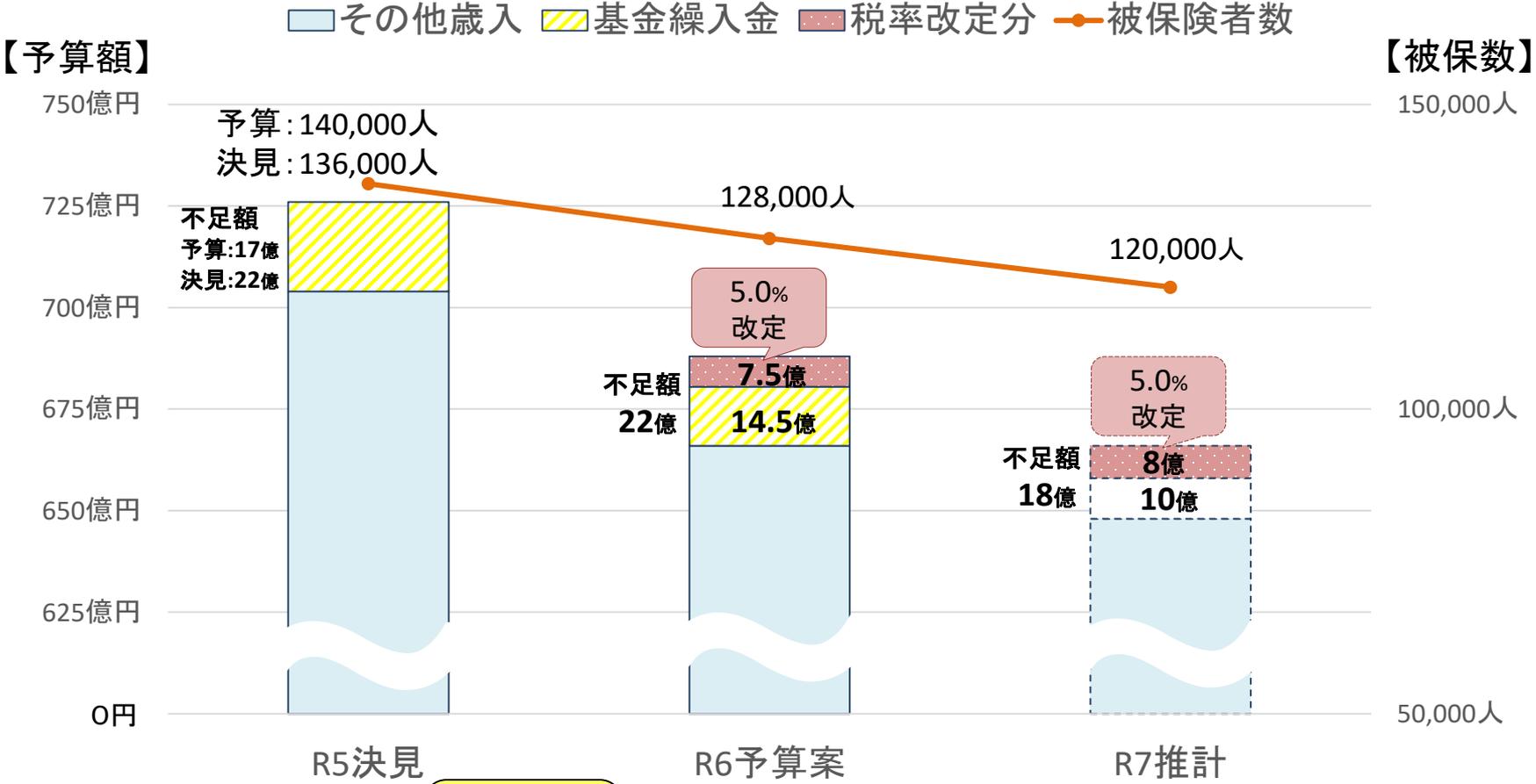
**基金積立の目安**

- ① 次年度活用に向けた積立
- ② 県交付金の満額獲得(8億円)

※ R7は、1人当たり納付金が R5→R6の伸び率で上昇した場合として推計(5千万円単位の概数)

一般会計から  
国保基金に  
積み立てるこ  
とができる場合

# 8. 財政推計【参考1】 単年度の改定率の上限を5.0%とした場合(基金への積立をする場合)



## 【各年度末基金残高(見込)】

(R5.12現在)  
31.5億

9.5億円+13億円 (①②)

9億

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

**基金積立の目安**

① 次年度活用に向けた積立  
② 県交付金の満額獲得(8億円)

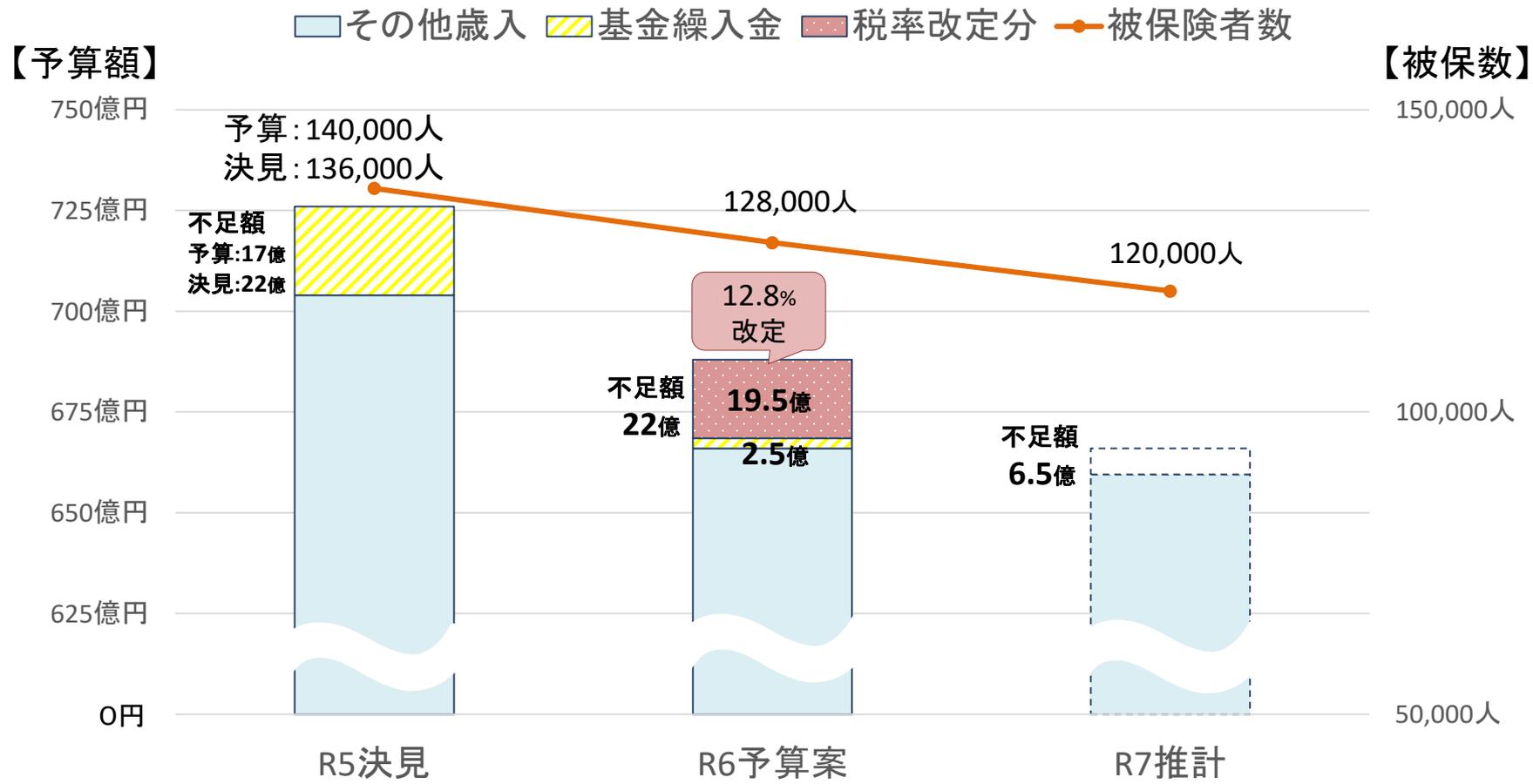
## 【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

2,500万円

—

# 9. 財政推計【参考2】 R7に改定しない程度の収支改善をする場合(基金への積立をしない場合)



## 【各年度末基金残高(見込)】

(R5.12現在  
31.5億)

9.5億	8億	—
------	----	---

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

## 【基金保有による県からの交付金】

2,500万円	2,500万円	—
---------	---------	---

# 10. 令和6年度 国民健康保険税率案(平均8.3%改定の場合)

## 税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

## 令和6年度 国民健康保険税率案

区分	医療分	後期分	介護分
<b>【案】 所得割</b> (現行との差)	<b>6.45%</b> (+0.40pt)	<b>2.70%</b> (+0.40pt)	<b>2.40%</b> (+0.25pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
<b>【案】 均等割</b> (現行との差)	<b>27,500円</b> (+2,000円)	<b>11,000円</b> (+1,000円)	<b>11,000円</b> (+1,500円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
<b>【案】 平等割</b> (現行との差)	<b>17,500円</b> (+500円)	<b>7,000円</b> (+1,000円)	<b>6,000円</b> (±0円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 → 【案】 113,678円(+8.3%)		

# 11. モデルケース(平均8.3%改定の場合)

## ● 39歳以下又は65～74歳(介護分なし)の単身世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	18,900円	+1,400円(+8.0%)
100万円	軽減なし	106,000円	115,000円	+9,000円(+8.5%)
200万円		189,500円	206,500円	+17,000円(+9.0%)
400万円		356,500円	389,500円	+33,000円(+9.3%)

## ● 40～64歳(介護分あり)の夫婦2人世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	38,800円	+3,100円(+8.7%)
100万円	5割軽減	119,200円	130,400円	+11,200円(+9.4%)
200万円	軽減なし	283,700円	310,600円	+26,900円(+9.5%)
400万円		493,700円	541,600円	+47,900円(+9.7%)

## ● 40～64歳(介護分あり)の夫婦+子1人の3人世帯 (本市独自の減額ありの場合)

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	44,500円	+3,500円(+8.5%)
100万円	5割軽減	128,100円	140,000円	+11,900円(+9.3%)
200万円	2割軽減	274,100円	300,100円	+26,000円(+9.5%)
400万円	軽減なし	511,500円	560,900円	+49,400円(+9.7%)

# 12. 令和6年度 国民健康保険税率案(平均5.0%改定の場合) 【参考】

## 税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

## 令和6年度 国民健康保険税率案

区分	医療分	後期分	介護分
<b>【案】 所得割</b> (現行との差)	<b>6.25%</b> (+0.20pt)	<b>2.60%</b> (+0.30pt)	<b>2.28%</b> (+0.13pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
<b>【案】 均等割</b> (現行との差)	<b>26,500円</b> (+1,000円)	<b>11,000円</b> (+1,000円)	<b>10,500円</b> (+1,000円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
<b>【案】 平等割</b> (現行との差)	<b>17,000円</b> (±0)	<b>6,500円</b> (+500円)	<b>6,000円</b> (±0円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 → 【案】 110,256円(+5.0%)		

# 13. モデルケース(平均5.0%改定の場合) 【参考】

## ● 39歳以下又は65～74歳(介護分なし)の単身世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	18,200円	+700円(+4.0%)
100万円	軽減なし	106,000円	111,400円	+5,400円(+5.1%)
200万円		189,500円	199,900円	+10,400円(+5.5%)
400万円		356,500円	376,900円	+20,400円(+5.7%)

## ● 40～64歳(介護分あり)の夫婦2人世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	37,600円	+1,900円(+5.3%)
100万円	5割軽減	119,200円	126,000円	+6,800円(+5.7%)
200万円	軽減なし	283,700円	300,100円	+16,400円(+5.8%)
400万円		493,700円	522,700円	+29,000円(+5.9%)

## ● 40～64歳(介護分あり)の夫婦+子1人の3人世帯 (本市独自の減額ありの場合)

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	43,200円	+2,200円(+5.4%)
100万円	5割軽減	128,100円	135,400円	+7,300円(+5.7%)
200万円	2割軽減	274,100円	290,000円	+15,900円(+5.8%)
400万円	軽減なし	511,500円	541,400円	+29,900円(+5.8%)

## 14. 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の試算（県から通知）</li> <li>仮係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議</li> </ul>
令和6年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の確定（県から通知）</li> <li>確定係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明</li> <li>市長説明・諮問の決裁</li> </ul>
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>市国民健康保険運営協議会に「令和6年度保険税率（案）」を諮問</li> </ul>
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>同協議会から答申</li> <li>令和6年度保険税率（案）の決定（市長決裁）</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例案について正副議長説明（＋会派説明）</li> <li>改正条例案を市議会に提案</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会定例会議において採決</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例の施行</li> </ul>

令和5年12月15日

## 1 国民健康保険税率の見直しについて

【健康福祉局 保険企画課】

## (1) 主な意見等

(総務法制課長) 国民健康保険加入者と国民健康保険加入者以外の公平性について、基金の繰入は一般財源から行うため、国民健康保険加入者以外の市民の税金を充てることになるが、こういった見解を持っているのか。

(保険企画課長) 協会けんぽ、組合健保、共済組合の場合は労使折半であり、事業主が半分を持つことが原則となっているが、国民健康保険にはそれがなく、制度上大きく違う。また、現役時代に社会保険だった人がリタイアされ、最後のセーフティーネットとして入る形が多いことから、年齢は高く、平均所得は低く、医療費がかかるといった構造的な課題を持っており、それを市町村が担っている。そうした状況を踏まえると、福祉的な政策の面から、一般会計を財源として充てることに議論の余地がある。また、赤字繰入については、国が削減すべき方法として整理しているが、基金の積立については認められた一つの方法である。

(総務法制課長) 国民健康保険加入者内の公平性について、ある特定の層に厳しかったり、軽すぎたりといったことはないか。

(保険企画課長) 標準保険料率を踏まえ、応能応益の割合は54:46としている。また、今回は、平均8.3%の増であるが、モデルケースで試算した場合、最大で9.8%の増であり、前回改定時と比べて差は少ない。

(総務法制課長) 今回の8.3%増の税率案は、国民健康保険加入者が実際に払っていけるという判断のもとでの提案か。

(保険企画課長) 国民健康保険においては、人の数に応じて増える均等割の負担が非常に大きく、子どもの均等割減額措置を講じることで、均等割の負担が重い子育て世帯に配慮した案になっている。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 改めて8.3%の改定案とした理由を伺う。

(保険企画課長) 1人当たり納付金の額が非常に大きくなっており、一定程度高い率での改定が必要である中で、現時点の基金残高を最大限活用することで改定幅を抑える案が8.3%である。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 基金を使い切った場合、その後の見通しはどうか。

(保険企画課長) 財政調整機能を失ってしまうため、一般会計から積立の検討をあわせて提案させていただいている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 国民健康保険制度の全体像の話を踏まえると、積立も必要であると思われる。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 国民健康保険の負担率が高くなる要因を資料に追加すると良い。

(保険企画課長) 追加する。

○(財政局長) 法定繰入は社会保険と比較した際に、事業主負担分と捉えられるのか。

(保険企画課長) 考えられる。ただ、足りていないという状況である。

(財政局長) 国の制度として構造的な課題があるのだと思うが、国に対し、法定繰入を増やすことなどは要望しているのか。資料の修正は、国などの公金が入っていても足りない、という表現がよいと考える。

(保険企画課長) 構造的な課題については国民健康保険制度の大きなテーマであり、財政的な支援については毎年度要望しており、今後も継続していく。

○(財政局長) 一般会計から基金への繰入額について、対外的に説明できるとすれば、年度末の基金残高が8億円あれば、県から交付金2,500万円が得られるというところであ

る。後年についても、同様に基金の残高で税額改定を賄っていく考えか。

(保険企画課) 先は予測できない部分があり、その考え方を基本にするものではない。今回は基金残高を活用しない場合、14.6%の改定が必要となる中で、全額活用する案としたものである。

○(財政担当部長) 今回、基金残高見込の9.5億円を使う判断をした中で、来年度の残高をいくらにするか判断するとすれば、やはりインセンティブが働く8億円というのが最低限であると考え。推進しなければならない施策が多くあり、また、行財政構造改革プランがある中で、優先的に国保財政調整基金に繰入金を多く入れることは難しいと考える。また、令和7年度以降については、現状判断することはできないので、来年度改めて判断すべきものと考え。

○(市長公室長) 税率改定等について、来年度改めて判断するとした場合、子どもの均等割減額措置について、現状2か年で提案しているが、1年間の実施という判断もあるか。

(保険企画課長) 前回の改定時、5%の改定に加え、子どもの均等割減額措置を2年措置しており、今回8.3%の改定を行う中では、せめて前回と同様の2年を措置する必要があると考える。

(財政担当部長) 今回の改定を行うに当たり、どういった措置をとるかの政策判断であり、来年度税率改定を検討することをもって来年度限りにする必要はないと考える

(総合政策・少子化対策担当部長) 子育て世代を対象とした制度であることを踏まえると、2年としたい。

(財政局長) 前回の決定会議において、1年で考えた方が良いという意見を出したが、税率改定を来年はやらないことが決まっているような説明であったことから、その場合は、再来年の税率改定とタイミングが重なり、今回同様に子どもの均等割減額措置を辞める議論が難しくなるためである。来年も税率改定を検討するのであれば問題ないと思われる。

## (2) 結果

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

以上